

第3編 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組み

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁を挙げて取組みを推進することが重要です。

そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化します。

2 所要の対応

(1) 市行動計画等の作成

市は、市行動計画を作成・変更します。また、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者の意見を聴きます。

市は、新型インフルエンザ等の発生時において、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更します。

(2) 実践的な訓練の実施

市は、市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

(3) 体制整備・強化

市は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行います。特に、国、J I H S、県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所等の人材の確保や育成に努めます。

(4) 関係機関との連携の強化

市は、国や県及び関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築します。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。

そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて松本市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

政府対策本部及び県対策本部が設置された場合には、市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。

市は、必要に応じて、第1節（準備期）2-(1)を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。

(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。

感染症危機の状況並びに市民の生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指します。

2 所要の対応

(1) 基本となる実施体制の在り方

市対策本部の設置後においては、速やかに以下の実施体制を整備します。

ア 職員の派遣・応援への対応

市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。

市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県又は他の市町村に対して応援を求めます。

イ 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。

(2) 緊急事態措置の検討等について

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置します。

市は、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたとき又は新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します。

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

1 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となります。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、市民の生活及び地域経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられます。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行います。

なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」で具体的に記載します。

2 所要の対応

(1) 実施体制

国は、平時からJ I H Sと連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備するとしています。そのため、市は、感染症インテリジェンス体制に基づき、市内の情報を収集し、必要な情報を国やJ I H S等に提供できる体制を構築します。

市は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備します。

(2) 平時に行う情報収集・分析

市は、国やJ I H S等が行う情報収集・分析の結果について、関係機関に必要な応じて共有します。

市は、構築した情報収集・分析体制により、効率的に感染症の発生動向（集団感染、学校における臨時休業の状況等を含む）を把握・分析するとともに、有事における政策上の意思決定及び実務上の判断材料とします。

(3) 訓練

市は、国、J I H S、県等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行います。

(4) DXの推進

市は、国やJ I H S等が行う、平時から迅速に情報収集・分析を行うための情報入力の自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXの推進について協力します。

市は、医療機関に対して、医師等からの届出に電磁的な方法を活用するように協力を呼び掛けます。

(5) 情報漏えい等への対策

市は、感染症サーベイランス等から得られた公表前の疫学情報、患者情報、感染症の特徴や病原体の性状の機微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理します。

第2節 初動期

1 目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報の収集・分析及びリスク評価（情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセス）が迅速に行われる必要があります。

市は、国及びJ I H Sにおける感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析に協力するとともに、早期に探知された新たな感染症に関する情報や初期段階でのリスク評価等を踏まえ、速やかに有事の体制への移行を判断し、必要な準備を行います。

2 所要の対応

(1) 実施体制

国は、J I H Sと連携し、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに感染症インテリジェンス体制を強化し、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立するとしています。

市は、強化された感染症インテリジェンス体制に基づき、当該感染症に関する情報収集・分析に協力します。

(2) リスク評価に基づく有事体制への移行

市は、国及びJ I H Sが行うリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行います。

(3) 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、情報収集・分析から得られた情報や感染症対策について、関係機関及び市民等に迅速に分かりやすく提供し、共有します。

第3節 対応期

1 目的

強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行います。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と社会経済活動との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施します。

特に対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、市民の生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等における情報収集・分析を強化します。

2 所要の対応

(1) 実施体制

市は、国及びJ I H Sから提供される情報や市内の感染状況等を情報収集・分析するとともにリスク評価を実施します。また、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直します。

(2) リスク評価

ア 情報収集・分析に基づくリスク評価

市は、県等と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、市内での発生状況、積極的疫学調査により得られた情報、臨床像に関する情報等について情報収集・分析し、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を行います。

イ リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

市は、国及びJ I H Sが行う感染症インテリジェンス体制の強化に協力し、市内における感染症状況等の必要な情報を提供します。

市は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直します。

ウ リスク評価に基づく感染症対策の判断および実施

市は、国及びJ I H S等と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施します。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替えます。

(3) 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、情報収集・分析から得られた情報や感染症対策について、関係機関及び市民等に迅速に分かりやすく提供・共有します。

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

1 目的

市行動計画でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組み等を指します。

感染症有事には、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要です。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要です。

このため、平時から感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知し、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等の情報を収集するとともに、これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげていきます。

2 所要の対応

(1) 実施体制

市は、国や県等と連携し、平時から感染症の発生動向等を把握できるよう、指定届出機関からの患者報告や、病原体の検出状況やゲノム情報等の共有がなされる体制を整備します。

市は、国やJ I H Sによるリスク評価に基づき、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行います。

市は、平時から国やJ I H Sによる技術的な指導及び人材育成等の支援を受けるとともに、訓練等を通じて有事における感染症サーベイランスの実施体制についての評価・検証を行います。

(2) 平時に行う感染症サーベイランス

市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況の把握を行います。

市は、感染症サーベイランス体制の強化に向けた研究の一環として、下水サーベイランス等の患者からの直接的な検体採取を伴わないサーベイランスの実施について、必要に応じて国やJ I H Sに協力します。

市は、指定提出機関から急性呼吸器感染症患者の検体を入手し、環境保全研究所等において病原体サーベイランスを実施します。また、国や県等と連携し、感染症の特徴や病原体の性状を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について関係機関と共有します。

市は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、国や県等と連携し、家きんや

豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視します。

また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備します。

市は、国や県等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランスによる新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を図ります。

(3) 人材育成

市は、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、国、J I H S、県等が行う研修に参加します。

(4) DXの推進

市は、平時から感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、医療機関等に対して感染症サーベイランスシステムによる発生届等の電磁的届出の促進を図ることなど、DXを推進します。

(5) 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

市は、感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果について情報収集するとともに、国や県等と連携し、分析結果に基づく正確な情報を市民等に分かりやすく提供・共有します。

また、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分に留意します。

第2節 初動期

1 目的

国内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要があります。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげます。

2 所要の対応

(1) 実施体制

市は、国において有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行について判断された場合は、実施体制を迅速に整備します。

(2) リスク評価

ア 有事の感染症サーベイランスの開始

市は、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、国から新たな感染症に係る疑似症の症例定義が示された場合は、国と連携の上、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始します。

市は、新型インフルエンザ等の患者の発生動向等を迅速かつ的確に把握するため、国、県及び関係機関と連携し、患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等を強化し、患者の発生動向等を迅速かつ的確に把握します。

市は、国の方針を踏まえ、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像や治療効果、市民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院サーベイランス（入院者数や重症者数の収集）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始します。

イ リスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化

市は、国及びJ I H Sによる、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等についての分析結果や、これらを踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの実施体制の強化等を行います。

ウ リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、国及びJ I H Sによる初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に検討・判断し、実施します。

(3) 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

市は、感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果について国や県等から情報収集するとともに、国や県等と連携し、分析結果に基づく正確な情報を市民等に分かりやすく提供・共有します。

また、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分に留意します。

第3節 対応期

1 目的

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像や治療効果、抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげます。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行います。

2 所要の対応

(1) 実施体制

市は、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、国やJ I H Sによるリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備します。また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行います。

(2) リスク評価

ア 有事の感染症サーベイランスの実施

市は、国や県等と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、医療機関に対し、退院等の届出の提出を求めます。

市は、国や県等と連携し、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施します。

国において、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担・患者の全数把握の必要性を評価し、定点把握を含めた感染症サーベイランスに移行する判断がなされた場合は、市においてもサーベイランスの内容を変更します。

市は、必要に応じ、国が実施する感染症サーベイランスのほか、地域の感染動向等に応じた、感染症サーベイランスを実施します。

イ リスク評価に基づくサーベイランス手法の検討及び実施

市は、国から示された感染症の特徴及び流行状況を踏まえたリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの強化や、対象及び届出対象者の重点化・効率化等を行います。

ウ リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、国や県等と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断及び実施します。

市は、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を変更します。

(3) 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

市は、感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果について国や県等から情報収集するとともに、国や県等と連携し、分析結果に基づく正確な情報を市民等へ迅速に提供・共有します。

特に、新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて市民等に分かりやすく情報を提供・共有します。

また、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分に留意します。

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、県や他の市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組みを進める必要があります。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図ります。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段等について整理します。

2 所要の対応

(1) 平時における市民等への情報提供・共有

ア 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から国や県が公表する情報等を踏まえ、以下の(ア)から(エ)までの内容等について、市民等へ情報提供・共有を行います。

(ア) 感染症に関する基本的な情報

(イ) 基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）

(ウ) 感染症の発生状況等の情報

(エ) 新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等

イ 一体的な情報提供・共有の体制整備

市は、上記の情報提供・共有が有用な情報源として、市民等に認知・信頼してもらえるよう、分かりやすい情報提供・共有に努めます。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発します。

市は、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生しやすく、地域における感染拡大の起点となる可能性があること、また、高齢者施設等では重症化リスクの高い者が集団で感染するおそれがあることを踏まえ、健康福祉部やこども若者部、教育委員会等と互いに協力しながら、感染症対策や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。

ウ 偏見・差別等に関する啓発

市は、国や県等と連携し、以下の(ア)から(ウ)までの事項等について啓発します。

(ア) 感染症は誰でも感染する可能性があること。

(イ) 感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許さ

れるものではなく、法的責任を伴い得ること。

(ウ) これらの偏見・差別は患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること。

市は、上記の啓発を通じ、市の情報提供・共有が有用な情報源として、市民等に認知・信頼してもらえよう努めます。

エ 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって倍増されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうでない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、市は、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発について、必要に応じて、国や県が行う取組みに協力します。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理します。

市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理します。

市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、国や県等から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等に従って具体的な公表方針を決定します。また、国や県が公表基準等に関して、感染症の特徴等に応じて必要な見直し等を行った場合は、公表方針を柔軟に変更します。

イ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組みの推進

市は、国や県の要請に応じ、市民等からの相談に応じるためのコールセンター等の設置を準備します。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

具体的には、市民等が適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努めます。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

2 所要の対応

(1) 市民に対して迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、準備期にあらかじめ定めた内容及び方法により、市民等に対し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。

個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、市は行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。

市は、国や県が公表基準等に関して、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行った場合は、公表の方針等を柔軟に見直します。

(2) 情報提供・共有について

市においては、国や県の取組みに関する留意事項を参考とするほか、他の市町村の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められます。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。

(3) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国や県からの要請を受けて、コールセンター等を設置し、コールセンターを通して市民等からの相談を受け付け、感染症に対する正しい知識を普及させます。

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。

具体的には、市民等が、科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有します。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めます。

2 所要の対応

(1) 市民等への迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、国から提供される情報や地域の感染状況を、市民等に対し、迅速かつ一体的に情報提供・共有します。

個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、感染症の特性を発信することや、感染状況の分かりやすい指標を設定し、地域ごとの感染状況の目安を示すこと等により、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。

市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。

市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、市内の新型インフルエンザ等に関する情報（感染状況、要請内容、支援内容等）について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営します。

市は、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行います。

市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、感染症の特徴、感染状況等に応じて、柔軟な見直しを行います。

(2) 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続します。

第5章 水際対策

第1節 準備期

1 目的

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、疾病の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、国による迅速な水際対策の実施により、国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保することが重要です。

そのため、市は、平時から県や検疫所等の関係機関と水際対策に係る体制整備や訓練を行い、国における円滑かつ迅速な水際対策に協力します。

2 所要の対応

(1) 水際対策の実施に関する体制の整備

市は、国が協定締結を行う検疫法に基づく隔離、停留で用いる医療機関や搬送機関との連携体制を構築するとともに、国が水際対策関係者に対して実施する訓練等に参加し、水際対策の実効性を高めます。

市は、国が整備する帰国者等による質問票の入力、帰国者等の健康監視等を行うシステムについての情報を随時関係機関と共有します。

第2節 初動期

1 目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提とし、国内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることにより、市内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保することが重要です。

市は、国の方針を踏まえ、市内に滞在する入国者への対応等を実施するとともに、県や検疫所等と連携した取組みを進めます。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

市は、国が公表する海外における発生状況等を関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）と情報共有します。

市は、市内に所在する帰国者等の情報について国から提供を受けた場合は、必要に応じて対象者の健康監視を実施します。

市は、国が感染症危険情報を発出し、在外邦人や出国予定者に対して不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行った場合、市民等や関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）へ迅速に情報提供を行います。

(2) 新型インフルエンザ等の検疫法上の類型の決定等

市は、国が当該感染症について検疫法上の指定を行った場合、関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）へ情報提供を行います。

(3) 検疫措置の強化

市は、国が行う検疫法による隔離・停留で用いる医療機関や搬送業者との連携体制の整備に協力します。

市は、国から示される診察・検査、隔離、停留、宿泊施設や居宅等での待機要請や健康監視等の検疫措置に関する情報を関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）と共有します。

なお、検査の結果、陽性者については、国において医療機関での隔離、宿泊施設での待機要請が実施されます。また、陰性者や検査対象外の者については、医療機関又は宿泊施設での停留、宿泊施設又は居宅等での待機要請、健康監視の対象となりますが、市は、国から健康監視対象者の情報提供があった場合は、対象者の健康監視等を行います。

市は、国が、停留、待機要請及び健康監視の対象者の範囲を変更した場合は、関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）と情報共有を行います。

市は、国が当該感染症について、無症状病原体保有者からの感染が見られる場合等、検疫措置の強化を図った場合は、関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）と

情報共有を行います。

市は、国が、検疫法に基づく検疫感染症の発生又はまん延を防止するための指示及び居宅等での待機指示や外出していないことの報告徴収等の水際対策を徹底するための措置並びに水際対策への協力が得られない者に対する措置を実施する場合は、関係機関（他の市町村、警察等）と情報共有を行います。

(4) 密入国者対策

市は、国から密入国者の中に感染者又は感染したおそれのある者がいるとの情報提供があった場合は、国からの要請に基づき、必要に応じて国が行う検疫措置に協力します。

(5) システムの稼働

市は、国が準備期に整備したシステムを稼働させた場合、当該システムを活用して健康監視等を実施します。

(6) 関係団体等との連携

市は、国や県と連携して、居宅等待機者等に対して健康監視等を実施します。

市は、健康監視の実施に当たり通訳等の体制整備のため、関係団体等に対応を依頼します。

第3節 対応期

1 目的

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するとともに、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、市民の生活及び地域経済に与える影響等も考慮しながら、国が行う水際対策について、県等と連携して対応します。

2 所要の対応

(1) 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、状況の変化を踏まえ、初動期の対応を継続します。

市は、保健所が患者への対応により健康監視対象者への対応が困難な場合は、感染症法の規定に基づき、国に対して健康監視の実施を要請します。

(2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、初動期の対応を継続しつつ、国が病原体の性状や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替えたときは、合わせて健康監視等の対応を切り替えます。

(3) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、初動期の対応を継続しつつ、ワクチンや治療薬の開発や普及状況に応じて国が実施する水際対策の実施方法が変更、緩和又は中止されたとき、病原体の性状や国内外の感染状況等の変化により対策の強度を切り替えたときには、合わせて健康監視等の対応を切り替えます。

(4) 水際対策の変更の方針の公表

市は、国が水際対策の強化、緩和又は中止を行うことを公表した場合は、速やかに関係機関（医師会、感染症指定医療機関等）に連絡を行うとともに、健康監視等の対応を変更します。

第6章 まん延防止

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護します。

このため、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組みます。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、自らの感染が疑われる場合は、受診相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにします。

このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

2 所要の対応

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国や県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進めます。

また、市は、国や県と連携し、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効に活用します。

市は、J I H Sからの感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく有効なまん延防止対策に資する情報について、速やかに提供を受けます。

市は、県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護します。その際、市民の生活や地域経済への影響も十分考慮します。

また、準備期で国が検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民の生活や地域経済への影響の軽減を図ります。

2 所要の対応

(1) まん延防止対策の内容

ア 患者や濃厚接触者への対応

市は、国や県と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行います。また、病原体の性状等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施します。

イ 患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策や、時差出勤及びテレワーク、オンライン会議の活用等の取組みを勧奨します。

ウ その他の事業者に対する情報提供等

市は、国からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化をするよう要請します。

エ 学校・保育施設等に対する情報提供等

市は、感染状況及び病原体の性状を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策に資する情報提供を行います。

(2) 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により、封じ込めを念頭に対策を講じます。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、国や県等が行う、病原体の性状、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果及び国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、対応を判断します。

(ア) 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながるため、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあります。そのため、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を講じます。

(イ) 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードは比較的緩やかである場合は、基本的には前述の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指します。

(ウ) 病原性が低く、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、市は、基本的には強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、県と連携して宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、医療機関の役割分担が適切に見直されるよう、県と連携して対応します。

(エ) 子どもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある場合は、市は、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討します。

(オ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行の準備を行います。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて対策を講じます。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民の生活や地域経済への影響を更に勘案しつつ検討を行います。

(カ) 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行います。

第7章 ワクチン

第1節 準備期

1 目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国の要請に基づき、接種体制の構築等、必要な準備を行います。

2 所要の対応

(1) 接種体制の構築

ア 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに接種体制が構築できるよう、松本市医師会等の関係機関と国が示す接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について情報収集します。

市は、本市以外での接種を可能にするよう、全国の医療機関と集約的な契約を結ぶことができるシステムについて、国の構築状況を確認し、接種体制の構築に活用します。

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な調整を平時から行います。

イ ワクチンの供給体制

市は、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量をあらかじめ想定します。

ウ 特定接種

市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力します。また、接種が円滑に行えるよう、特定接種の対象となる新型インフルエンザ等の対策の実施に携わる市職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制の構築を図ります。

エ 住民接種

平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

(ア) 市は、国等の協力を得ながら、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。

(イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外での接種を可能にするよう取組みを進めます。

(ウ) 市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、松本市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

(2) 市民への情報提供・共有

市は、国及び県とともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な

ワクチン（準備期）

情報について、市ホームページや市公式SNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図ります。

第2節 初動期

1 目的

国や県の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進めます。

2 所要の対応

(1) 接種体制

ア 接種体制の構築

市は、適宜県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

イ 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うために必要があると認めるときは、医療関係者や医療関係団体に対して必要な協力を要請します。

ウ 接種に携わる職員の体制確保

接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。

第3節 対応期

1 目的

国や県の方針により構築した接種体制に基づき、接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行います。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

2 所要の対応

(1) 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、国や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努めます。

(2) 特定接種

ア 地方公務員に対する特定接種の実施

市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

(3) 住民接種

ア 住民接種の接種順位の決定

市は、国による接種の順位に係る基本的な考え方に基づき、接種対象者の優先順位付けを行います。

イ 予防接種の準備

市は、県又は国と連携して、接種体制の準備を行います。

ウ 予防接種体制の構築

市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

エ 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始します。また、国の要請に基づき、接種に関する情報提供・共有を行います。

オ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、公的な施設を活用する接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局や松本市医師会等と連携し、接種体制を確保します。

カ 接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当

該接種に係る記録を閲覧できるよう、国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

(4) 健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。

(5) 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行います。

第8章 医療

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域における医療人材や病床等の医療資源には限界があることを踏まえつつ、県が整備する医療体制については、平時から県等と調整を行い、地域の実情に応じた医療体制を整備します。

なお、県は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、県連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行うこととしています。

2 所要の対応

(1) 基本的な医療提供体制

市は、県等と連携し、有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、市民等に対して必要な医療を提供します。

市は、松本市保健医療調整本部等の地域の関係機関と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制を準備します。

市は、県等と連携し、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に受診相談センターを整備します。受診相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先の案内を行います。

(2) 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

県は、県予防計画及び県医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備するとしています。また、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結するとしています。

市は、県と連携し、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行いつつ、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について検討し、関係者間で共有します。

(3) 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

市や医療機関等は、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行います。

市は、速やかに感染症有事体制に移行するため、全庁的な研修・訓練を行います。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保します。

県は、国から提供・共有された情報や要請を基に、保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備するとしています。

市は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、市内の医療機関や市民等に対して、感染したおそれのある者については受診相談センターを通じて受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報や方針を示します。

2 所要の対応

(1) 医療提供体制の確保等

市は、国や県からの要請を受けて、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、市予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備します。

県は、国からの医療提供体制確保の要請を踏まえ、感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関等における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において県連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備するとしています。

あわせて、医療機関に対し、G-M I Sに確保病床数・稼働状況、病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行います。

市は、県と連携し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知します。

(2) 受診相談センターの整備

市は、有症状者等からの相談に対応する受診相談センターを整備し、市民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関等への受診につなげます。

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要があります。

市は、国や県等から提供された情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、県や医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう体制を確保します。

2 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

市は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保します。また、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知します。

市は、発熱外来以外の医療機関に対し、患者からの相談に応じる受診相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう周知します。

(2) 時期に応じた医療提供体制の構築

ア 流行初期

(ア) 協定に基づく医療提供体制の確保等

市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う公立・公的医療機関等に移送します。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応します。

(イ) 受診相談センターの強化

市は、有症状者等からの相談に対応する受診相談センターを強化し、市民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげます。

イ 流行初期以降

(ア) 協定に基づく医療提供体制の確保等

市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関及び公立・公的医療機関等の病床確保を行う協定締結医療機関に移送します。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応します。

市は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保します。

(イ) 受診相談センターの強化

流行初期の取組みを継続して行います。

(ウ) 病原体の性状等に応じた対応

市は、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、国や県からの要請に基づき、リスクの高い特定の患者への重点的な医療提供体制を確保するよう医療機関等と調整します。

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で医療の提供が不可欠です。そのため、速やかに有効な治療薬の確保及び治療法の確立を行い、普及させることが重要です。

県は、新型インフルエンザ等の発生時において、県内の医療機関が有効な治療薬・治療法を早期に活用できるようにするため、国と連携して、平時から医療機関等との情報提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等を行うこととしています。

2 所要の対応

(1) 治療薬・治療法の研究開発の推進と人材育成

市は、大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するための支援を必要に応じて行います。

(2) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況の確認

国及び県が作成した備蓄方針及び備蓄状況を随時確認します。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、国等における感染症危機対応医薬品等の開発等の動向に注視し、新たに開発・承認等された新型インフルエンザ等に有効な治療薬や治療法を速やかに医療機関で活用できるよう、国や県と連携して、医療機関等との診療・治療に資する情報の共有や治療薬の適正使用のための周知等を行います。

2 所要の対応

(1) 医療機関等への情報提供・共有

市は、新型インフルエンザ等の発生時において、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等が、国及びJ I H Sが策定する診療指針等に基づいた治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に迅速に情報提供・共有します。

(2) 治療薬の適正使用の周知

市は、国及び県と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう周知します。

また、市民等に対して治療薬について、過剰な量の買占めをしないことや適切に使用することについて周知します。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

市は、国や県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なく、ばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導します。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等への移送に必要なに応じて協力します。

第3節 対応期

1 目的

開発・承認等された新型インフルエンザ等に有効な治療薬や治療法を速やかに医療機関で活用し、必要な患者に公平に医療を提供できるよう、引き続き、国や県と連携して、医療機関等との診療・治療に資する情報の共有や治療薬の適正使用のための支援等を行います。

2 所要の対応

(1) 医療機関等への情報提供・共有

市は、引き続き、国及びJ I H Sから提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を、医療機関や関係機関、市民等に迅速に情報提供・共有します。

(2) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

市は、地域における感染が拡大し、国から濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請があった場合は、予防投与の取りやめについて医療機関と情報共有を行います。

(3) リスク評価に基づく方針の決定・見直し

市は、国において重症化リスクの高い特定のグループに対して必要な治療が提供されるよう重点的な対策を行う場合は、医療機関等と必要な情報を共有します。

また、病原体の変異に伴う病原性や感染性の増加や、予期せぬ治療薬関連物資等の不足、他の感染症の同時流行等の複合的な危機が発生した場合等、リスクが更に増加する可能性もあるため、国から示される分析結果や対応方針について医療機関等に周知します。

第10章 検査

第1節 準備期

1 目的

検査の目的は、患者の早期発見による感染拡大防止を図ること、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することです。

新型インフルエンザ等の発生時においては、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、診断に有用な検体採取の部位や採取方法を定め、患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する必要があり、そのためには、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要があります。

準備期では、県や医療機関、民間検査機関等と連携し、検査体制の整備や人材育成を進めることが必要です。

なお、感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査等の様々な検査がありますが、本章においては、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきたPCR検査等や抗原検査を念頭に置き対策を記載します。

2 所要の対応

(1) 検査体制の整備

市は、市予防計画に基づき、民間検査機関等と検査等措置協定を締結し、有事における検査体制を確保します。

市は、環境保全研究所等や民間検査機関、医療機関等の有事に検査の実施に関与する機関との間の役割分担を平時から確認します。

市は、公用車等による検体搬送に加え、国の方針を踏まえ、運送事業者等による検体搬送の活用について検討します。

市は、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化⁴に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、民間検査機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行います。

(2) 検査実施状況等の把握体制の確保

市は、有事における検査の実施状況や検査陽性割合等を効率的に把握するための方法の確立及び体制の確保についての国の検討状況を注視するとともに、必要に応じて体制確保等に協力します。

4 予防計画に基づく検査体制整備要請等をいう。

(3) 研究開発支援策の実施等

ア 研究開発の方向性の整理

市は、国や県等が行う重点感染症の指定や感染症危機対応医薬品等の研究開発の推進等の状況について情報を収集します。

イ 検査関係機関等との連携

市は、国や県等が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等に対して、必要に応じて協力を呼び掛けます。

(4) 有事における検査実施の方針の基本的な考え方の整理

市は、国が示す検査実施の方針について県と共有するとともに、必要に応じて検査体制の整備に活用します。

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、検査体制を早期に整備し、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめます。

2 所要の対応

(1) 検査体制の整備

市は、検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認するとともに、速やかに検査体制を立ち上げます。

市は、検査等措置協定締結機関等に対して、準備期に締結した協定に基づき検査体制の確保を要請します。

市は、検査等措置協定締結機関等における検査実施能力の確保状況について、定期的に国へ報告します。

市は、新型インフルエンザ等の発生時に検体・病原体の迅速な搬送が実施できるよう、公用車による搬送に加え、国の方針を踏まえ、運送事業者等による搬送の必要性について判断します。

市は、国、J I H S、県等と連携し、検査等措置協定締結機関等におけるPCR検査等の検査体制の立ち上げを支援します。

市は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等に対して、必要に応じて協力を呼び掛けます。

(2) リスク評価に基づく検査実施の方針の情報提供

市は、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、医療提供体制の状況等に基づき国が決定する検査実施の方針を踏まえ、必要な検査体制を随時見直すとともに、市民等に対して、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を分かりやすく提供・共有します。

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめます。

また、感染症の特徴や病原体の性状の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組みます。

2 所要の対応

(1) 検査体制の拡充

市は、市予防計画に基づき、国の要請も踏まえ、検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充します。

市は、必要に応じて、検査等措置協定締結機関等に対して、準備期に締結した協定に基づき検査体制の拡充を要請します。

市は、検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告します。

市は、検査体制の拡充に当たり、検査に必要となる予算及び人員の見直し並びに確保を行うとともに、検査物資を確保します。

市は、国や県等の方針を踏まえ、公用車による検体搬送に加え、運送事業者等による検体搬送を活用します。

市は、国やJ I H S等が主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等に対して、必要に応じて協力を呼び掛けます。

市は、国や県等と連携して、抗原定性検査等のより安全性が高い検査方法や検体採取方法が新たに開発された場合は、これらの手法の医療機関等への速やかな普及を図ります。

(2) リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

市は、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、医療提供体制の状況等に基づき国が決定する検査実施の方針⁵を踏まえ、市民に対して、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を分かりやすく提供・共有します。

市は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、国が段階的に検査実施の方針の見直し等を行った場合には、検査体制についても見直しを行います。

市は、新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査の特性、検査体制を

⁵ 初動期と同様、感染症の特徴や病原体の性状から、検体採取部位や検体採取時期等の検体採取方法を決定するとともに、流行状況等も踏まえ、検査の優先順位等を検討し、検査対象者を決定する。対応期においては、これらに加え、検査実施能力の確保状況を踏まえ、市民の生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化等の観点から検査対象者を拡大する場合もある。

検査（対応期）

考慮し、社会経済活動の回復や維持を図ることを目的とした検査について、国の方針を踏まえ実施を判断します。

第11章 保健

第1節 準備期

1 目的

保健所は、感染症有事において地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在です。

市は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築します。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、保健所がその機能を果たすことができるようにします。

その際、市役所各部局や保健所等の役割分担や、業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、県や他の市町村等との役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにします。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行います。

2 所要の対応

(1) 人材の確保

市は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員をはじめ、市役所各部局からの応援職員及びI H E A T要員等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保します。

(2) 業務継続計画を含む体制の整備

市は、市予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びI H E A T要員の確保数）の状況を毎年度確認します。

市は、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行います。

市は、保健所業務に関して、市対処計画を策定します。なお、策定に当たっては、有事における市役所各部局及び保健所等の業務を整理するとともに、有事に円滑に市対処計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図ります。

(3) 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

ア 研修・訓練等の実施

市は、県と連携し、保健所の感染症有事体制を構成する人員（I H E A T要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施します。

市は、国やJ I H S、県等と連携して、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、F E T Pを通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進、I H E A T要員に係る研修の実施等により、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図ります。

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国等の研修等を積極的に活用しつつ、保健所等の人材育成に努めます。

市は、速やかに感染症有事体制に移行するため、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した、全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図ります。

イ 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、松本市感染症対策委員会等を活用し、平時から消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化します。

市は、感染症対策委員会等において、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえて、市予防計画を策定・変更します。なお、市予防計画を策定・変更する際には、市行動計画、市対処計画、県予防計画及び県医療計画と整合性の確保を図ります。

感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は、他の市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

(4) 保健所の体制整備

市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築します。

市は、保健所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講じます。くわえて、外部委託を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備します。

新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、市対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、I C T活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組みます。

市は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備します。

市は、国や県と連携の上、G-MISを活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握します。

市は、国や県と連携の上、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握します。また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備します。

市は、国及びJ-IHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、必要に応じて協力します。

(5) DXの推進

市は、有事の際に前述のシステムを活用できるよう、平時から保健所及び医療機関等の体制を整えます。また、国等と連携した訓練を通じ、各種システムの運用に関する課題を踏まえ、保健所及び医療機関等が効率的に業務を遂行できるよう検討します。

(6) 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行います。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置等、市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにします。

市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法を整理します。

市は、感染症による偏見・差別等を排除するため、以下の①から③の事項等について啓発します。

- ① 感染症は誰でも感染する可能性があること。
- ② 感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ること。
- ③ これらの偏見・差別等は、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること。 等

市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮します。

市は、県と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等を行います。

第2節 初動期

1 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要です。

市予防計画及び市対処計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにします。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減します。

2 所要の対応

(1) 有事体制への移行準備

市は、国の要請や助言を受けて、市予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びI H E A T要員の確保数）及び有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下のアからカまでの対応に係る準備を行います。

ア 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

イ 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握

ウ I H E A T要員に対する市が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請

エ 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化

オ 検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等の検査体制の迅速な整備

カ 集団感染（クラスター）の発生した施設の調査に係る外部団体も含めた派遣の検討

市は、市役所各部局からの応援職員の派遣、他の市町村に対する応援派遣要請、I H E A T要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進めます。

市は、市対処計画に基づき、県等と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状等を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めます。

市は、国や県の要請に基づき、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において県連携協議会等で整理した相談・受診から入院までの流れを迅速に整備します。

市は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、必要に応じて協力します。

(2) 市民への情報提供・共有の開始

市は、国や県等と連携し、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内外における発生状況、当該感染症の特徴や有効な感染防止対策等を市民に対して情報提供・共有を行います。

市は、国や県の要請に基づき受診相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知します。

市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。

(3) 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応

市は、疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求めます。

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市予防計画及び市対処計画並びに準備期に整理した関係機関等との役割分担・連携体制に基づき、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護します。

その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにします。

(1) 有事体制への移行

市は、市役所各部局からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、初動期から継続して、感染症対策部門における人員体制を整備します。

市は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、必要に応じて協力します。

(2) 主な対応業務の実施

市は、市予防計画及び市対処計画並びに準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下に記載する感染症対応業務を実施します。

ア 相談対応

市は、有症状者等からの相談に対応する相談窓口を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて、速やかに発熱外来の受診につなげます。

イ 検査・サーベイランス

市は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、環境保全研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断します。

市は、県と協力の上、J I H S等との連携やネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、J I H Sへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、関係機関への情報提供・共有等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮します。

市は、国及びJ I H S、県と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、感染症指定医療機関に対して退院等の届出の提出を求めます。また、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施します。

市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施します。

ウ 積極的疫学調査

市は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、J I H S が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行います。

市は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国や県が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直します。

エ 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

市は、医師からの届出により患者等を把握した場合は、医師が判断した患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、G-M I Sにより把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行います。なお、感染症の特徴や病原体の性状等が明らかでない場合は、必要に応じて、国及びJ I H S、県等へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応します。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応します。

オ 健康観察及び生活支援

市は、医師からの届出により患者等を把握し、医師が判断した患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等を勘案した上で、患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行います。

市は、必要に応じて、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の配付に努めます。

市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図ります。

カ 健康監視

市は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施します。

キ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。

市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な

配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行います。

(3) 感染状況に応じた取組み

ア 流行初期

(ア) 迅速な対応体制への移行

市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、市予防計画に基づく保健所の感染症有事体制の移行状況を適時適切に把握し、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、市役所各部局から保健所等への応援職員の派遣、他の市町村に対する応援派遣要請、I H E A T 要員に対する応援要請等を行います。

市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のICTツールの活用や県での業務の一元化・外部委託等により、保健所における業務の効率化を推進します。

市は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行います。

市は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行います。

市は、国及びJ I H S が主導する感染症の特徴や病原体の性状等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、必要に応じて協力します。

(イ) 検査体制の拡充

市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、市予防計画に基づき、検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充します。

市は、感染症の特徴や病原体の性状等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知します。

イ 流行初期以降

(ア) 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

市は、地域の感染状況等の実情に応じて、実地疫学の専門家等の派遣が必要な場合は、J I H S に要請します。

市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、市役所各部局からの応援職員の派遣、他の市町村に対する応援派遣要請、I H E A T 要員に対する応援要請等を行います。

市は、引き続き、保健所における業務のひっ迫が見込まれる場合には、市での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進めます。

市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が

示された場合は、地域の実情、市役所各部局及び保健所等の業務負荷等も踏まえ、保健所の人員体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時行います。

市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施します。

(イ) 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

市は、市予防計画に基づき、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化を図ります。

ウ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、国からの要請も踏まえ、地域の実情に応じて、保健所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施します。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民に対し、丁寧に情報提供・共有を行います。

第12章 物資

第1節 準備期

1 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療や検査等を円滑に実施するために欠かせないものです。そのため、市は、県及び医療機関等と連携し、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにします。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

第2節 初動期～対応期

1 目的

感染症対策物資等の不足により、医療や検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。市は、県と連携して感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資等を確保します。

2 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況を確認します。

(2) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、他の市町村等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努めます。

第13章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民の生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性があります。

市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨します。

また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民の生活及び地域経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行います。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民の生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備します。

2 所要の対応

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。

(3) 物資及び資材の備蓄

市は、感染症対策物資等のほか、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます。

市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

なお、勧奨に当たっては、市民等が適切に判断・行動できるよう、的確な情報提供に留意します。

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬

市民の生活及び地域経済の安定の確保（準備期）

送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておきます。

(5) 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、国や県等と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

第2節 初動期

1 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛けます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民の生活及び地域経済の安定を確保します。

2 所要の対応

(1) 事業継続に向けた準備等の勧奨

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等へ休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨します。

市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨します。

(2) 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請します。

(3) 遺体の火葬・安置

市は、国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

第3節 対応期

1 目的

市は、準備期での対応を基に、市民の生活及び地域経済の安定を確保するための取組みを行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。

指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民の生活及び地域経済の安定の確保に努めます。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民の生活及び地域経済の安定を確保します。

2 所要の対応

(1) 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

ア 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

イ 生活支援を要する者への支援

市は、国や県からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

ウ 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組み等の必要な支援を行います。

エ 生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、調査・監視をするとともに、関係機関等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、適切な措置を講じます。

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不

市民の生活及び地域経済の安定の確保（対応期）

足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

オ 埋葬・火葬の特例等

市は、国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させます。

市は、国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、国が緊急の必要があると認めて、他の市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応します。

(2) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。

イ 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。